

お問い合わせ窓口

東大阪市社会福祉協議会 日常生活自立支援センター

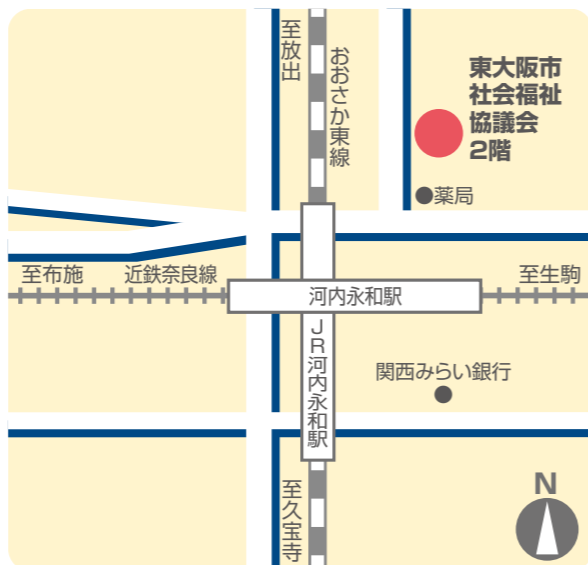
TEL.06-4309-7572

FAX.06-4309-7582

〒577-0054

東大阪市高井田元町1丁目2番13号
東大阪市社会福祉協議会 2階

アクセス ※近鉄奈良線・JRおおさか東線
「河内永和駅」より徒歩2分



ホームページはこちら▶



<http://www.heartnet-hoshakyo.org/index.php>

東大阪市社会福祉協議会

検索



大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室(あいあいねっと)

TEL.06-6764-7760/7761 電話相談TEL.06-6191-9500

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター 3階

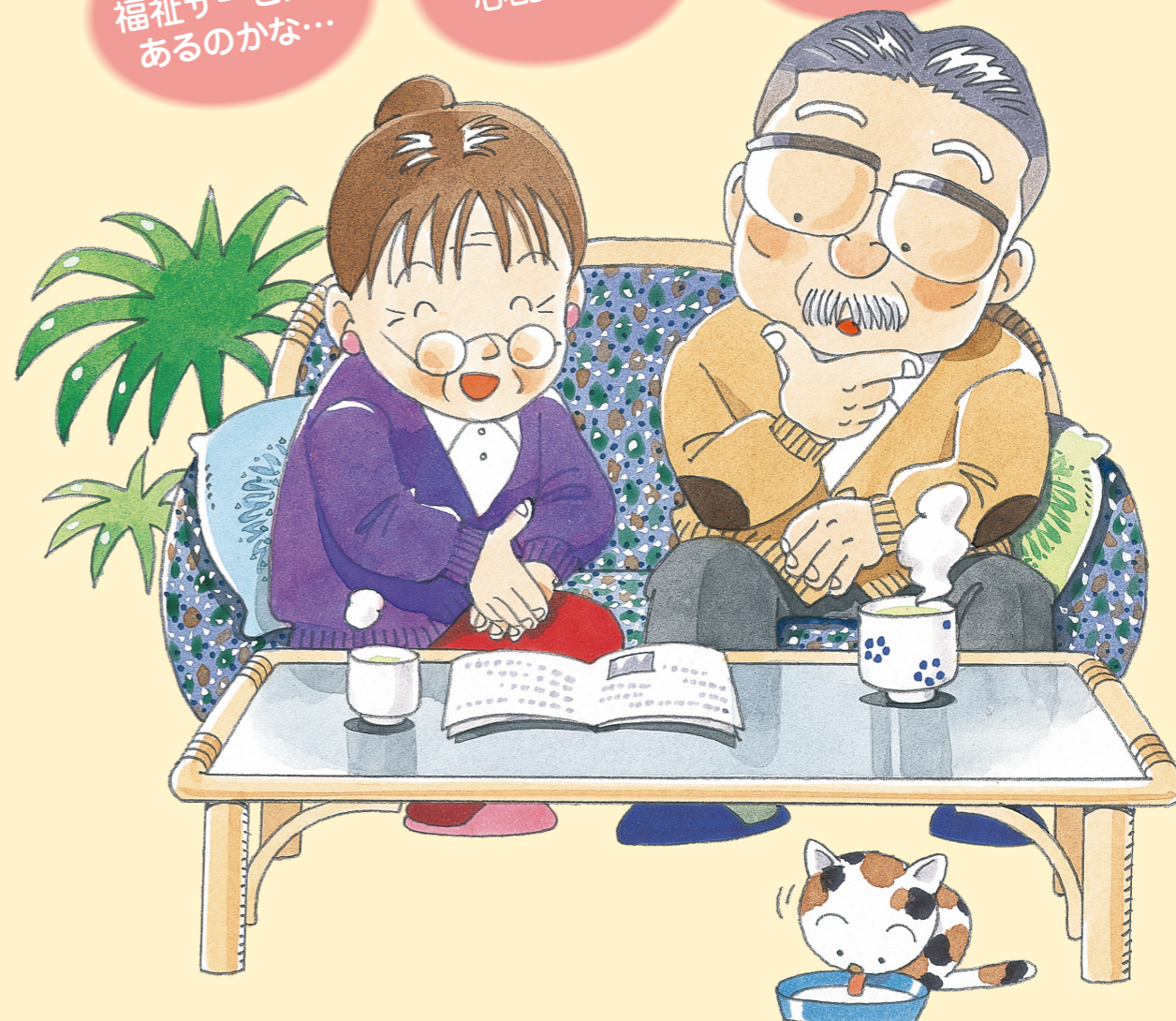
日常生活自立支援事業
(地域福祉権利擁護事業)

ホッとあんしん

どんな
福祉サービスが
あるのかな...

お金の管理が
心配だな...

公共料金は
どうなって
いたかな...



あなたのくらしをサポートします

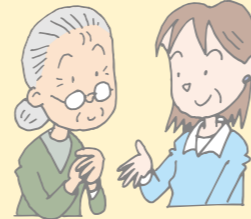
社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
日常生活自立支援センター

日常生活自立支援事業とは

認知症や知的障がい、精神障がい等で自己の判断のみでは意思決定に支障があるために、福祉サービスの利用契約を結ぶ事が困難な人が安心して適切なサービスを利用できるように、日常的な金銭管理や書類預かりなどの支援を行うことによって、住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目的としています。

利用できる人

- ① 軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方
※「自分一人で福祉サービスの利用手続きに不安がある方」や「預金の出し入れや公共料金の支払い、書類の保管を一人で行うことに不安がある方」
- ② 本事業を契約する能力がある方
- ③ 本サービスを利用する意思がある方
※お身体の障がいで銀行に行けない、入出金できないなどの理由では本事業の対象となりません。



主なサービスの内容

福祉サービスの利用援助

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談。
- ・福祉サービスの利用における申込み、契約の手続き援助。(契約行為はできません)
- ・入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談。



日常的な金銭管理サービス

- ・福祉サービスの利用料の支払い代行。
- ・病院や医療費の支払い手続き。
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き。
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き。
- ・日用品購入の代金支払い手続き。
- ・預貯金の出し入れ、また預貯金の解約手続き。



書類等の預かりサービス

- ・希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。
※預かることができるもの
・年金証書 ・預貯金通帳 ・証書(保険証書、不動産権利書、契約書など)
・実印 ・銀行印 ・その他適当と認めた書類など(カードも含む)
- ※預かることができないもの
・宝石 ・骨董品 ・貴金属類など



利用までの流れ

相談 日常生活自立支援センターにご相談下さい。



開始 支援計画に基づき、生活支援員(社会福祉協議会職員)がお手伝いいたします。



訪問 専門員(社会福祉協議会職員)が訪問してお話しをお伺ひします。



契約 審査会で可決された支援計画をもとに、社会福祉協議会と契約します。



作成 本人の希望などを確かめて、支援計画を作成します。

審査 弁護士・精神科医・福祉関係者等で構成される審査会で本人の判断能力、利用意思、支援計画の確認をします。

利用料

サービス内容	階層区分	利用料(1回につき)
①福祉サービスの利用援助サービス	A階層(生活保護受給者)	0円
	B階層(所得税非課税者)	1,500円
	C階層(前年分の所得税140,000円以下)	2,000円
	D階層(前年分の所得税140,000円以上)	2,500円
②日常的な金銭管理サービス		
③書類等預かりサービス(貸金庫利用料)		年額3,000円(月額250円)

1. 相談から契約までの手続きは無料です。 2. 契約後のサービスについては利用料がかかります。 3. サービス実施に伴う利用料以外の費用については、利用者の実費負担とします。